資料１

入間市税条例等改正要旨

〔 個人市民税 〕

＜【第１条関係】入間市税条例第３６条の３の２、第３６条の３の３＞

◆ **扶養親族等申告書の見直し**

○ 給与所得者並びに公的年金受給者が単身児童扶養者に該当する旨の記載を不要とするものです。

＜【第１条関係】入間市税条例附則第１７条の２＞

◆ **優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例**

○ 特例の適用期限を令和５年度（現行：令和２年度）まで３年延長するものです。

＜【第２条関係】入間市税条例等の一部を改正する条例第３条＞

◆ **個人市民税の非課税措置の対象に加える規定の見直し**

○ 単身児童扶養者を個人市民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削除するものです。

〔 市たばこ税 〕

＜【第１条関係】入間市税条例第９６条＞

◆ **輸出等に係る課税免除の手続きの簡素化**

○ 製造たばこの売り渡し又は消費等をする場合には、課税免除事由に該当するに足りる書類の保存を前提に、申告書への当該書類の添付を不要とするものです。

〔 その他 〕

＜【第１条関係】入間市税条例第４８条、第６１条、第６１条の２、第９８条、附則第１０条、第１０条の２、第１２条、第１３条、第１３条の３、第１５条、第１５条の２の３
【第３条関係】入間市都市計画税条例第２条、附則第２項から第７項、第９項、第１０項、第１３項＞

◆ **地方税法の改正に伴う引用条項の改正及び条文の整備**